

野焼き禁止について

野外でのごみ焼却は法律で禁止！（廃棄物の処理法 第16条の2）

家庭などでよく使用されている「簡易焼却炉」や庭先などでのごみの焼却（野焼き）は、不完全燃焼を起こしやすく、ダイオキシンをはじめとする有害物が発生しやすいといわれています。

ダイオキシンは、ごみなどが800℃以下の低い温度で燃焼するときに発生し、特に、塩素を多く含むプラスチック・ビニール類を燃やすと大量に発生します。

平成13年4月1日、このダイオキシン対策の一環として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）が改正され、一部の例外を除き、廃棄物の野外焼却が禁止となりました。

簡易焼却炉も使えません！

平成14年12月1日から、すべての廃棄物焼却炉の基準が厳しくなりました。新基準に適合しない焼却炉は、大きさや設置時期、家庭用か事業用かを問わず使用できません。

簡易焼却炉での焼却も、野焼き同様、罰則の適用があります。

廃棄物焼却炉の基準

- 800℃以上で焼却できること。
- 外気と遮断して、廃棄物を定量ずつ投入できること。
- 燃焼ガスの温度測定装置が設けられていること。
- 助燃装置が設けられていること。 など

野外焼却に対する罰則について （廃棄物処理法 第25条）

野焼きをすると法律により罰せられます。

5年以下の懲役
又は
1,000万円以下の罰金

例外

- 河川敷・道路側の草焼き
- 災害時の応急対策
- 火災予防訓練
- 焼き畑、畦の草及び下枝の焼却
- 落ち葉焚き、焚き火
- キャンプファイヤー
- 正月のしめ縄等を焚く行事

